
平成 31 年 4 月 18 日

報 道 各 位

大阪堂島商品取引所

(米穀)における現物先物取引価格調整表及び(小豆)における現物先物取引格付表につきまして、別添のとおり、制定しましたのでお知らせします。

以 上

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

令和元年 6 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成 30 年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品		
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品		
	平成 30 年産		
	1 等	2 等	
	調整額	調整額	
減額 600 円			

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 新潟県産コシヒカリの作柄表示地帯は以下のとおりとする。
 - 一般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村、阿賀町）
中越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎市、刈羽村）
上越（糸魚川市、妙高市、上越市）
以上のいずれかを生産地とするもの
 - 岩船 …… 村上市、関川村、粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
 - 魚沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町のいずれかを生産地とするもの
 - 佐渡 …… 佐渡市を生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年、等級及び B L (Blast Resistance Lines) 品種又は非 B L (従来) 品種の別が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg のもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

令和元年 6 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成 30 年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね） 農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米 1 等品		
受渡供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米 1 等品及び 2 等品		
	平成 30 年産		
	1 等	2 等	
	調整額	調整額	
	減額 600 円		

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg のもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表

令和元年 6 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成 30 年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品		
受渡供用品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品		
	平成 30 年産		
	1 等	2 等	
	調整額	調整額	
	減額 600 円		

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく日本工業規格によるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1 コンテナの量目が正味 1,020kg であるもの、又は農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg であるもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

平成31年4月18日制定

農産物(小豆)現物先物取引格付表

令和元年11月限以降適用

大阪堂島商品取引所

正味30kgにつき

標準品	包装	産地・品種銘柄および規格		格 差				
				令和元年産		平成30年産		
				1 等	2 等	1 等	2 等	供用期限
令和元年産北海道十勝産検査規格一般小豆	正味30kg紙袋入	北海道十勝産普通小豆	検査規格一般小豆	同 格	/	格下 700円		令和2年3月限まで
		北海道北見産普通小豆		同 格		同 格	格下 700円	
令和元年産北海道十勝産検査規格一般小豆	正味60kg麻袋入	中華人民共和国産赤小豆 〔中華人民共和国の港から積出されたものただし、上海を含む長江より北の港のものとする〕		2019年産		2018年産		
				天津赤小豆	格下 9,000 円	格下 10,000 円		令和元年12月限まで
				宝清赤小豆				
				延辺赤小豆				
				東北赤小豆	格下 10,000 円	格下 11,000 円		

【附 則】

1. 適用期限は、本表に特に定めのあるもののほか令和2年10月限までとする。
2. 令和2年産の北海道十勝産普通小豆及び北海道北見産普通小豆は令和2年10月限より、令和元年産の格差と同格で供用できる。
3. 一受渡単位は、産地・品種銘柄・等級ごとに正味30kg紙袋入のものにあつては40袋、正味60kg麻袋入のものにあつては20袋とする。
4. 次の各号の一に該当するものは受渡しに供用することができない。
 - (イ) 赤小豆以外の特殊小豆
 - (ロ) 1受渡単位に異種類の包装の混入するもの及び1袋の容量を異にするものを混入するもの
 - (ハ) 外国産赤小豆のみがいたもの
 - (ニ) 外国産赤小豆皆掛60kgのもの
5. 北海道の指定倉庫において受渡しを行う場合は、貨物運送運賃として倉荷証券1枚につき、20,000円を渡方から徴収して受方に交付する。